



5 消安第 4949 号

令和 5 年 11 月 25 日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策については、「高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について」(令和 5 年 9 月 12 日付け 5 消安第 3195 号農林水産省消費・安全局長通知) 等により、万全を期すようお願いしているところです。

本日、佐賀県内の採卵鶏飼養農場において H 5 亜型高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の疑似患畜が確認されました。本事例は、今シーズンにおいて国内初となる家きん飼養農場での発生事例となります。

また、環境省による野鳥の本病ウイルス保有状況調査において、本年 10 月 4 日（検体回収日）以降、複数の道県で本病ウイルス遺伝子が検出されていることから、引き続き、環境中に広く本病ウイルスが存在していることを念頭に厳重に警戒する必要があります。

貴職におかれては、本年 7 月 24 日に公表された「2022 年～2023 年シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査報告書」の提言を踏まえ、関係機関、市町村、関係団体等と連携の上、家きん飼養者に対し、改めて、①家きん飼養農場に出入りする者及び車両の衛生対策、普段は目が届きにくい場所も含む野鳥及び野生動物の侵入防止対策等の家きん飼養農場における発生予防の徹底、②毎日の健康観察並びに異状の早期発見及び早期通報の徹底について御指導いただくとともに、疾病発生時に迅速な防疫対応を講ずるための準備及び体制の確認を行うことなどにより、最大限の緊張感をもって本病の発生予防・まん延防止対策に万全を期すようお願いいたします。

なお、家きん飼養者への御指導に当たっては、本病の発生予防のポイント及び重点対策に関する別添のリーフレットも御活用ください。

高病原性鳥インフルエンザ

発生予防

のポイント

01

農場に入る全ての
人・車両・物品は衛生対策

作業員や外部事業者等を含め、衛生管理区域と家きん舎に入る人は衛生対策を徹底。車両も入場前の洗浄・消毒を必ず実施。物品は原則農場専用。やむを得ず持ち込む場合は洗浄・消毒を忘れない。



周囲にはウイルスがあると認識。
農場内・家きん舎内には入れない。



02

衛生管理区域・家きん舎ごとに
専用の長靴を着用

農場に入るとき、家きん舎に入るときは、必ず衛生的な長靴に交換。農場内では専用の衣服を着用。



着替え・履き替えの前後で
交差しないよう境界を明確に。



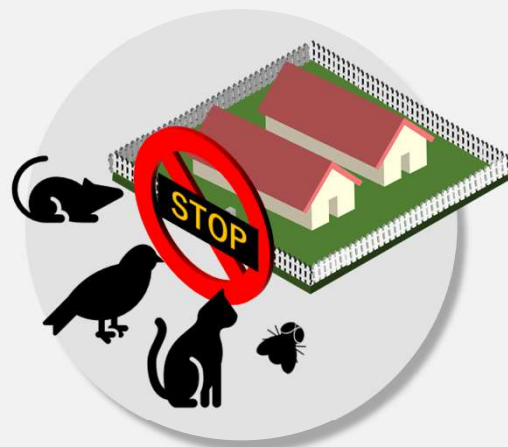
03

ウイルスを媒介する
野生動物の侵入防止対策

家きん舎は定期点検し、防鳥ネットや壁等の破損などはすぐに修繕。目の届きにくい屋根裏や入気口も注意が必要。



「農場に近寄らせない」
「農場内に入れない」
「ネズミ・ハエ等の定期的な駆除」



飼養家きの異状を見つけた場合は、最寄りの家畜保健衛生所に連絡。



農場付近の水場は水抜き、
忌避テープの設置等により、
野鳥を寄せ付けない工夫を。



長靴は洗浄してから消毒の徹底。
消毒薬は定期的、または汚れた
都度交換。

農場の

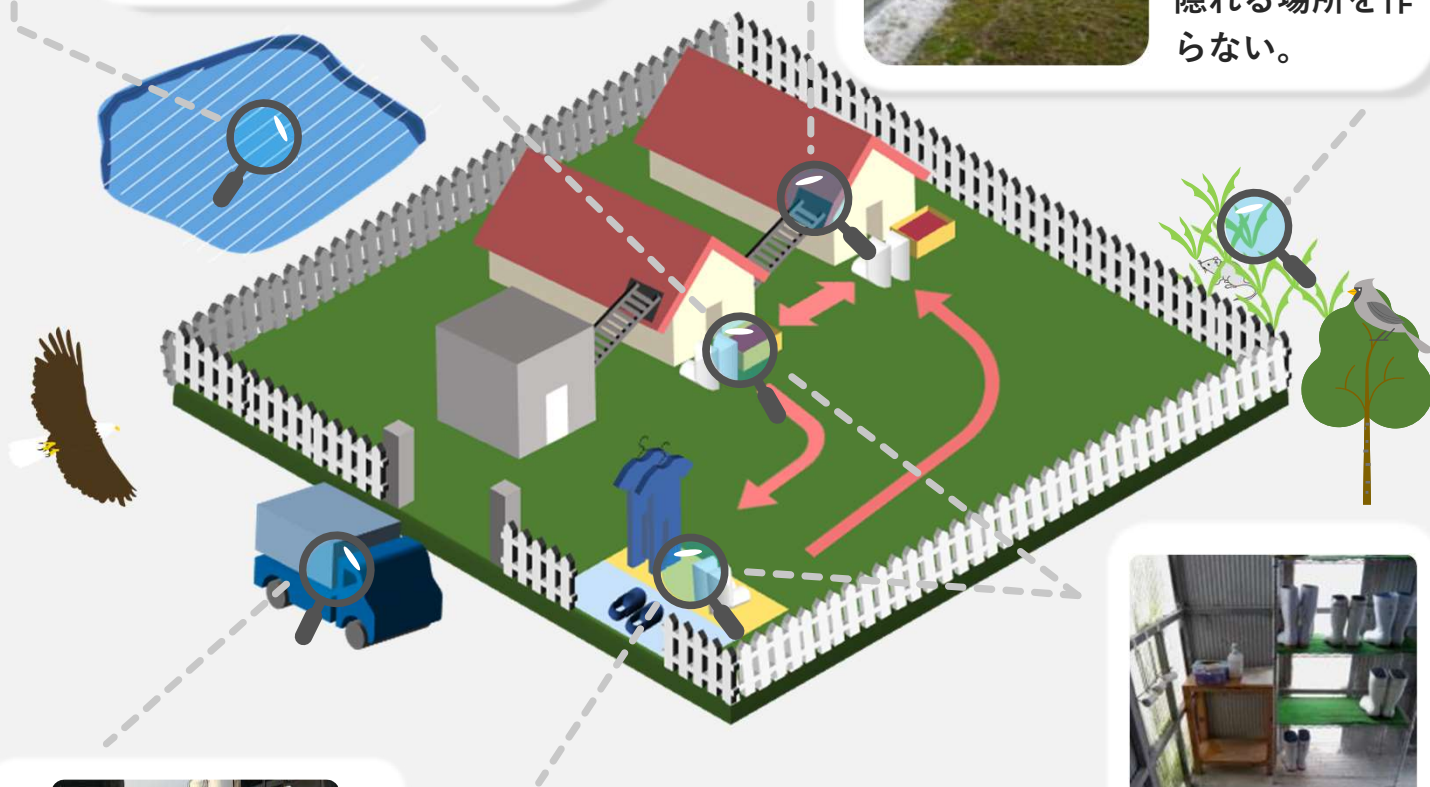
重点対策



集卵コンベアなどの開口部の
隙間を塞ぐ。
普段目の届きにくい屋根裏や
入気口も点検し、破損があれば補修。



農場辺縁を含め
敷地内の草刈り
や枝の剪定を行
い、野生動物が
隠れる場所を作
らない。



車両の消毒の徹底。
車体、タイヤ周りや溝の
汚れをしっかり落とす。



洗浄・消毒された衛生的な衣服
や長靴を用意。



着替え、履き替え
の前後で動線が交
差しないよう境界
を明確に。

— 例外を作らずに必ず実施することが大切です。 —

写

5 消 安 第 4 9 4 9 号
令和 5 年 11 月 25 日

各機関の長（別記参照） 殿

消費・安全局長

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化
について

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了
知の上、本病の監視体制の徹底に御協力をお願いします。

別記

東北農政局長
関東農政局長
北陸農政局長
東海農政局長
近畿農政局長
中国四国農政局長
九州農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長
動物検疫所長
動物医薬品検査所長
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構理事長
独立行政法人農畜産業振興機構理事長
独立行政法人家畜改良センター理事長

写

5 消 安 第 4 9 4 9 号
令和 5 年 11 月 25 日

各機関の長（別記参照） 殿

農林水産省消費・安全局長

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化
について

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了
知の上、本病の監視体制の徹底に御協力をお願いします。

別記

東北農政局長
関東農政局長
北陸農政局長
東海農政局長
近畿農政局長
中国四国農政局長
九州農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長
動物検疫所長
動物医薬品検査所長
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構理事長
独立行政法人農畜産業振興機構理事長
独立行政法人家畜改良センター理事長



5 消 安 第 4949 号
令和 5 年 11 月 25 日

関係団体の長（別記参照） 殿

農林水産省消費・安全局長

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化
について

日頃より、家畜衛生の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。
このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知
の上、貴職におかれましては、会員各位に周知いただきますよう御協力をお願い
します。

別記

一般社団法人 日本養鶏協会会長
一般社団法人 日本食鳥協会会長
一般社団法人 全国鶏卵養鶏団体連合会会長
一般社団法人 日本種鶏孵卵協会会長
国産鶏普及協議会会長
日本養鶏農業協同組合連合会代表理事会長
全国養鶏経営者会議会長
日本成鶏処理流通協議会会長
一般社団法人日本卵業協会会長
全国たまご商業協同組合理事長
全国鶏卵加工協議会会長
一般社団法人日本伝書鳩協会会長
一般社団法人 日本鳩レース協会会長
日本オーストリッチ協議会会長
日本オーストリッチ事業協同組合組合長
豊橋養鶏農業協同組合組合長
公益社団法人 中央畜産会会長
全国農業協同組合中央会会長
全国農業協同組合連合会代表理事理事長
一般社団法人 全国動物薬品器材協会理事長



一般社団法人 日本家畜輸出入協議会理事長
公益社団法人 日本獣医師会会長
公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長
一般財団法人 畜産環境整備機構理事長
協同組合 日本飼料工業会会長
公益社団法人 畜産技術協会会長
一般社団法人 全国畜産経営安定基金協会会長
全国精麦工業協同組合連合会会長
全国飼料卸協同組合理事長
全国飼料輸入協議会会長
飼料輸出入協議会会長
日本食肉輸出入協会会長
日本ハム・ソーセージ工業協同組合理事長
全国食肉事業協同組合連合会会長
全国食肉業務用卸協同組合連合会会長
公益財団法人 日本食肉流通センター理事長
日本石灰協会会長
日本石灰工業組合理事長

写

5 消 安 第 4 9 4 9 号
令和 5 年 11 月 25 日

厚生労働省健康・生活衛生局長 殿

農林水産省消費・安全局長

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化
について

日頃より、家畜衛生の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、関係機関等への周知及び本病の防疫対策への協力につきよろしく願いします。

写

5 消 安 第 4 9 4 9 号
令和 5 年 11 月 25 日

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長 殿

農林水産省消費・安全局長

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化
について

日頃より、家畜衛生の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、関係機関等への周知及び本病の防疫対策への協力につきよろしく願いします。

写

5 消 安 第 4 9 4 9 号
令和 5 年 11 月 25 日

環境省自然環境局長 殿

農林水産省消費・安全局長

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化
について

日頃より、家畜衛生の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、関係機関等への周知及び本病の防疫対策への協力につきよろしく願いします。